

9月1日以降に新規申請される方へ

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け

持続化給付金とは？

感染症拡大防止のための営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を給付します。

給付額

個人事業者は、**100万円**までを給付します。※ただし、100万円を超えない範囲で、昨年一年間の売上からの減少分を上限とします。

給付額の算定方法 **前年の総売上高(収入) - (2019年月平均比▲50%月の収入 × 12ヶ月)**

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

給付対象

フリーランスを含む個人事業者の方で、**雇用契約によらない、業務委託契約等**に基づく事業活動からの収入を、**主たる収入**として、**税務上の雑所得又は給与所得で、確定申告**をしている方等が対象となります。**(確定申告において事業所得に係る収入がある方は対象外となりますので、「持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)」に従って申請を行ってください。)**

持続化給付金の申請手続き方法

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金 **検索** 持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>)



スマホでも
できる！

仮登録

申請

持続化給付金事務局で、**申請内容を確認**

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常の事業収入での申請に比べ、**入金までに時間がかかります。**

審査の結果、給付要件を満たさない場合には、給付されません。

申請サポート会場のご案内

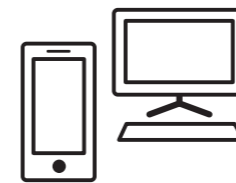
！ 入場は完全予約制です！

新型コロナウイルス感染防止のためホームページから来場の事前予約をお願いいたします。事前に来場のご予約を行っていない場合、申請サポート会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。

※WEBサイトで予約方法がわからない方、できない方に向けて申請サポート会場の予約を電話でお受けしております。詳細はホームページをご確認ください。

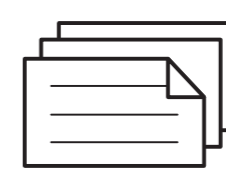
ご利用にあたって

1



申請サポート会場のご利用には**事前予約**が必要です。先に予約を済ませてご来場ください。

2



申請に必要な書類をご用意の上、**必ずご持参**ください。必要な書類は「中小法人等」と「個人事業者等」で異なります。詳しくは中面をご覧ください。

3



当日は、**1**でお送りする「予約受付番号」と、**2**の必要書類をご持参ください。
※予約受付番号は、事前予約完了後にメールで送信いたします。

来場時のご注意

！ 会場では感染拡大を避けるため 新型コロナウイルス対策を実施中です。

以下の注意事項をご理解の上、必ず係員の指示に従ってください。



必ずマスク着用の上、**ご来場**ください。



原則として申請者**お一人様**で**ご来場**ください。



当日は必ず検温の上お越しください。**また37.5度以上の方は、会場への入場をお断りさせていただきます。**



入場時には設置のアルコール消毒液で、**手指先の消毒**をお願いします。



ソーシャルディスタンス(2m)を確保するための誘導指示がありますので**必ず従**ってください。



本人**確認書類**をご持参ください。
運転免許証・個人番号カード・パスポート・健康保険証・住民票など
※本人確認ができない際は、入場をお断りする場合がございます。
※会場内で感染者が発生した場合は、ご連絡させていただく場合がございます。



コロナ対策のため、ボールペン等の筆記用具をお持ちください。

会場での手続きには30分から1時間を要します。お時間には余裕をもってお越しください。

持続化給付金相談窓口

※相談窓口では、不正受給の内部通報にも対応しています。

0120-279-292 IP電話専用回線 03-6832-6631

受付時間 **8:30-19:00** (土曜日・祝日を除く日曜～金曜日)

開設期間 **9/1(火)～2/28(日)予定**
※12/29(火)～1/3(日)は休みの予定

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページも活用ください。

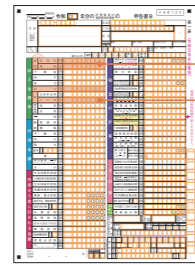
！ 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください！

下記の書類をご用意の上、申請サポート会場にご来場ください。 書類に不備があると申請できません

確定申告書類

2019年分の確定申告書 第一表の控え等(1枚)

※確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印(受付日時が印字)されていること。
※特例適用の場合は、持続化給付金申請要領に従う。



収入金額等の事業の欄に記載がある(「0円」でない)方は対象外です。「持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)」に従って申請してください。

「収入金額等」の「給与」又は「雑 その他」のみ対象

原則

確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること(自宅からのe-Taxによる申告の場合は、「受信通知(メール詳細)」を提出すること)が必要です。
※なお、雇用契約によらない業務委託規約等に基づく事業活動からの収入を、給与として受け取っているため、確定申告義務がなく、確定申告していない方に限り、確定申告書第一表の控えを、税理士の確認を受けた「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」で代替することができます。

例外1

収受日付印(受付日時の印字)又は受信通知(メール詳細)のいずれも存在せず、上記によらない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(総所得金額の記載のみで可)を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控えを用いることができます。

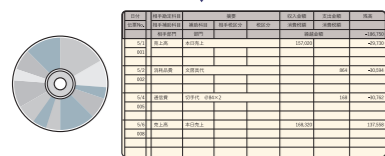
例外2

例外1によることもできず、「納税証明書(その2所得金額用)」による代替提出がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要したり、また、確認の結果、給付金の給付ができない場合があります。

2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等

対象月の事業収入がわかる売上台帳等をご提出ください。ただし、申請会場ではデータで受取ることができませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などを紙に出力又はコピーしたものをご持参ください。提出する情報が対象月の収入であること及び対象月の業務委託契約等収入の合計額を確認できる資料を提出してください。(「2020年●月」や「合計●円」が明確に記載されている等)

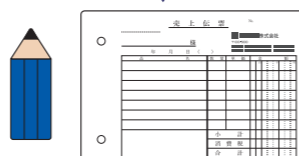
経理ソフトから抽出した売上データを紙に出力したもの



エクセルで作成した売上データを紙に出力したもの

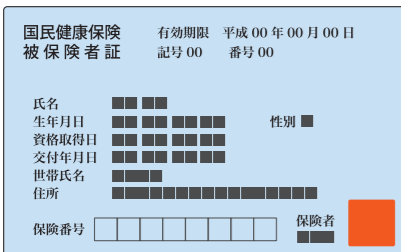


手書きの売上台帳のコピーなど



国民健康保険証

申請者本人名義の国民健康保険証 (オモテ面のみ)



※有効期限内であるものの提出をお願いします。
※資格取得日が2019年以前のものに限りません。

※制度上の理由により、国民健康保険証が提出できない個人事業者等については、以下のいずれかの代替書類の提出をお願いします。

対象者	代替書類	枚数
任意継続被保険者	① 健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 退職証明書(退職前に所属していた企業が発行) ② 健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 離職票(ハローワーク発行の「雇用保険被保険者離職証明書」)	①又は②のいずれか
後期高齢医療被保険者	後期高齢者医療被保険者証(住所・氏名・生年月日が分かる部分)(オモテ面)	1枚
中小企業協同組合法第3条第4号に規定する「企業組合」に属する個人事業者	所属する企業組合が作成した、以下を証する書類。 ①申請者が、組合員として事業に従事する個人事業者であること ②申請者が、雇用保険の被保険者ではないこと (企業組合又は企業組合の代表理事の署名又は記名押印があるものに限る。)	1枚の書類で①②を示すもの

通帳の写し

金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認いたしますので、**通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方のコピー**をご持参ください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を紙に出力してご持参ください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を紙に出力してください。

通帳のオモテ面



+

通帳を開いた1・2ページ目



または

電子通帳の画面コピー



ご注意ください!!

※コピーの画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金の支払いができません!

本人確認書類(写し)

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

1 運転免許証 両面	2 個人番号カード オモテ面のみ	3 写真付きの住民基本台帳カード オモテ面のみ	4 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 両面	5 住民票の写し及びパスポートの両方 顔写真の掲載されているページ	6 住民票の写し及び各種健康保険証の両方
---------------	---------------------	----------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	----------------------

業務委託契約等収入があることを示す書類

2019年の収入が業務委託契約書等収入であることを示す書類として下記の①~③の3種類の書類の中から**いずれか2つの書類**の提出が必要となります。なお、業務委託契約等を複数結んでいる場合には、任意の1つの業務委託契約等に関する①~③の書類を提出いただければ問題ありません。

詳細な書類の組み合わせについては持続化給付金申請要領をご参照ください。
※スキャン画像だけでなく、スマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。
※いずれの書類も、2019年中に業務委託契約等の全部又は一部が履行され、報酬等が支払われたものに限りません。また、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限りません。

業務委託契約等収入があることを示す書類の名前	書類等の内容
① 業務委託契約書等	・報酬支払者との業務委託等の契約書
① 持続化給付金業務委託契約等契約申立書	・報酬支払者と契約があったことを証する書類
② 支払調書(2019(令和元)年分)	・支払者が発行したもの
② 源泉徴収書(2019(令和元)年分)	・支払者が発行したもの※①との組み合わせが必須
③ 支払明細書	・支払者の署名又は記名押印のあるもの ※給与に係る支払明細書の場合は①との組み合わせが必須
③ 通帳の写し	・申請者本人名義の通帳であることがわかる部分 ・報酬が支払われたことがわかる部分

① 業務委託契約書等又は持続化給付金業務委託契約等契約申立書	①-1【業務委託契約書等】 申請者とその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約書等の契約書(全てのページ)で、申請者ではない契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。 ①-2【持続化給付金業務委託契約等契約申立書】(事務局が定める様式) 申請者が業務委託等の契約を締結していたことを証する申立書で、契約で締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。
② 支払調書・源泉徴収票支払明細書の写し	②-1【支払調書の写し】又は【源泉徴収票の写し】 業務委託契約等によって支払われた報酬等について、支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票(お手元がない場合、委託元に再発行を依頼してください。) ②-2【支払明細書の写し】 業務委託契約等に基づき報酬等が支払われたことを示す明細書(様式は問いません。ただし、支払者の署名又は記名押印のあるものに限りません。署名又は記名押印は事後的に追加いただいても構いません。)
③ 通帳の写し	契約先から報酬等の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳。(申請者本人名義であることが分かるページ及び業務委託契約での報酬が支払われたことが分かるページ(該当箇所が分かるようにマーカーなどで印をつけてください))